

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

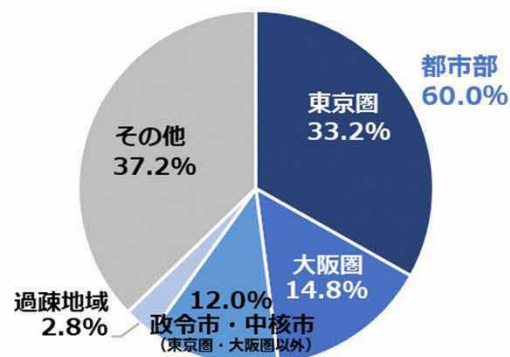
保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生



※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R 6年度	1,524 87.5%	211 12.1%	4 0.2%	2 0.1%
対前年	14	▲ 14	▲ 2	2
R 5年度	1,510	225	6	0

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助

（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

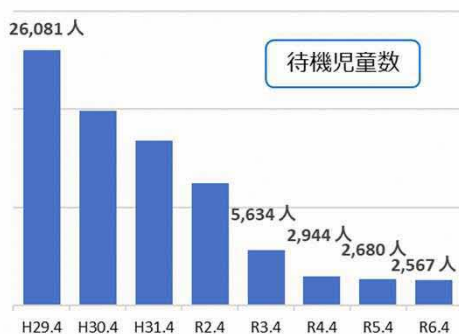
【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

○令和8年1月16日付こども家庭庁資料「令和8年度以降における保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について」（抜粋）

地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

・「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

会議体・諮り方

- ・ 原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。

関係法令等抜粋 設置根拠及び位置付け

○ 枚方市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第11条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務

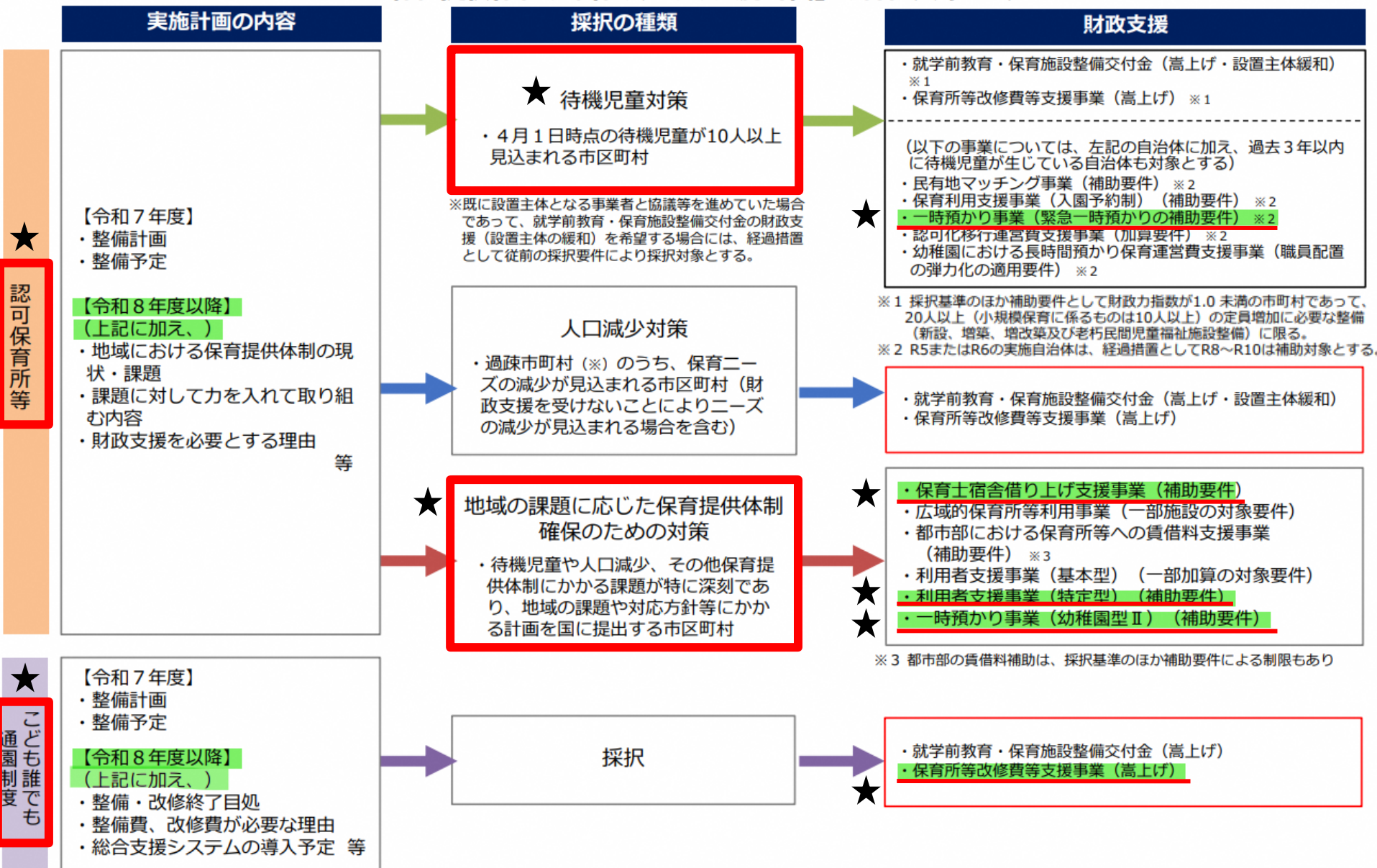
○子ども・子育て支援法（令和8年4月1日施行）

第7章 市町村等における合議制の機関

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

5 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム



※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びみなし過疎市町村

※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ることを要するものとする（事後の承認を含む）。